様式第9号(第5条関係)

出雲市庁舎会議室利用料還付決定通知書

年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申請者） | 住所又は所在地  氏名又は団体名  及び代表者氏名 | 様 |

出雲市長

出雲市庁舎会議室の市民利用に関する条例施行規則第5条第3項の規定により、次のとおり会議室等利用料の還付を決定したので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認年月日  及び承認番号 | | 年　　　　月　　　　日　　　　第　　　　　号 | | |
| 還付理由 | |  | | |
| 還 付 の 内 容 | 利用料の種別 | 既納の利用料 | 変更後の利用料 | 還付決定額 |
| 会議室利用料 | 円 | 円 | 円 |
| 冷暖房加算金 | 円 | 円 | 円 |
| 設備利用料 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 |
| １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  ２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  （１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。  （２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  （３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。  ３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審  　査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるとき  　は、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすること  や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | | |